

令和7年度 コンプライアンス・プログラム

1. 基本方針

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関であり、「信用保証」機能を通じて中小企業金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業の健全な育成という役割を担っている。

当協会は、経営理念として「積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献する」を掲げている。

この理念達成のために、コンプライアンス態勢の一層の強化を図り、公正で信頼性の高い、倫理的な組織風土の構築を目指すこととする。

令和7年度においては、公的使命と社会的責任を常に認識すると共に、コンプライアンス態勢の維持・強化を図るため、一層の啓発活動と職場点検、反社会的勢力の介入防止、排除の取組みの推進及び各種研修の実施を重点事項としたコンプライアンス・プログラムについて取り組むこととする。

2. 重点事項

- (1) 常勤役員は、常務会、課・支所長会議、研修会等のあらゆる機会をとらえて、職員のコンプライアンスの啓発に努める。
 - (2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する審議機関として定例及び臨時に開催し、コンプライアンス態勢の管理、改善を行うとともに、コンプライアンスに関する事案発生時は、その対応と再発防止を図る。
 - (3) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス関連の各種調査やメンタルヘルスの状況の把握などの職場点検を実施し、コンプライアンスの浸透状況の把握と推進に努める。
- また、コンプライアンス・マニュアル、同関連マニュアルに関し見直しを実施し、必要に応じた改正を行う。
- (4) コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を認識の上コンプライアンスに関する情報の周知、職員の遵守状況の点検や職場内研修の開催などにより啓発に努める。また、メンタルヘルス及びハラスメント対策として、必要に応じ職場環境の把握、改善、相談対応の実施に努める。
 - (5) コンプライアンス、メンタルヘルス、事業継続計画（BCP）及び情報通信に関する研修並びに情報提供を行うことにより、職員倫理の向上はもとより、セキュリティ意識の徹底を図る。

また、反社会的勢力介入防止、排除に関する情報提供を行う。

- (6) 顧客（企業及び個人）情報の管理状況について各部署で点検計画を策定し、点検を実施する。

以上